

平成 27 年 4 月 27 日
高齢施策担当部介護保険課

練馬区地域密着型サービスに係る独自報酬基準の見直しについて

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 4 項および厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の限度に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 119 号。）の規定に基づき、区では、小規模多機能型居宅介護について市町村独自の報酬（以下「独自報酬」という。）を設定しているところであるが、今般の介護報酬改定および第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、下記のとおり独自報酬基準の設定内容を見直すこととする。

記

1 独自報酬

地域密着型サービスのうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、小規模多機能型居宅介護費および看護小規模多機能型居宅介護費については、法第 42 条の 2 第 4 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内で、市町村が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとしている。

2 区の対応

区では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護について、事業者の整備促進を図るとともに、区内事業者の経営の安定化に寄与するため、独自報酬を設定しているものである。

3 見直しの理由

- (1) 平成 27 年度介護報酬の改定において小規模多機能型居宅介護に訪問体制強化加算等が新設されたことに伴い、区の独自報酬基準についても見直しを行う必要があったため。
- (2) 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護の整備促進を求めており、新たに独自報酬を設定する必要があるため。

4 設定可能単位数

区が独自に設定できる介護報酬の額の上限については次のとおり定められている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	500 単位／月
小規模多機能型居宅介護	1,000 単位／月
看護小規模多機能型居宅介護	1,000 単位／月

5 独自報酬の算定要件
別紙のとおり

6 適用時期
平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

7 見直しに伴う影響

- (1) 小規模多機能型居宅介護については、要件の見直しに伴い、新たに独自報酬の算定に係る届出を行う必要がある。
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の介護報酬額が年間で最大 180 万円程度増加する。(※利用者数 30 名で算出)
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業者の介護報酬額が年間で最大 350 万円程度増加する。
- (4) 利用者負担について、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護は 1 か月あたり 222 円～1,110 円程度増加し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は 228 円～570 円が、加算単位数に応じて増加する。

8 対象事業所数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 小規模多機能型居宅介護 | 14 事業所 |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 7 事業所 |
| (3) 看護小規模多機能型居宅介護 | 未整備 |

9 その他

- (1) 現行の区の独自報酬では、小規模多機能型居宅介護について「訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算で 1.5 名以上配置していること」を要件としている。一方、国は今般の介護報酬改定により訪問体制強化加算（訪問サービスを担当する常勤の従業者を 2 名以上配置）を新設し、平成 27 年 4 月から独自報酬と同様の加算を算定できることとなった。

このため、現行の独自報酬については、4 月および 5 月についてはどちらの要件も満たしている場合は、独自報酬および国の加算の両方を算定可能とする。

- (2) 小規模多機能型居宅介護の独自報酬の見直しおよび定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の設定について、対象事業者への周知を行う。